

瀬戸内市カーシェアリング導入実証業務委託仕様書

1. 業務名

瀬戸内市カーシェアリング導入実証業務

2. 業務目的

本市は、「第2次瀬戸内市地域公共交通計画」に基づき、市内公共交通とJR赤穂線の連携による交通ネットワーク効果の最大化に向けた施策を推進することとしている。

本業務は、交通手段相互の結節機能を強化し、公共交通全体の利用者数を増加させるとともに、駅からの2次交通を充実させることで、JR赤穂線の利用拡大を図ることを目的として、JR長船駅及びJR邑久駅前の市有地においてカーシェア事業を実施し、2次交通としての有用性を検証するもの。

3. 委託期間

業務委託契約締結の日から3年間とする。

なお、カーシェアリングサービスは、令和8年7月24日（金）までに開始するものとする。

4. 業務委託履行場所

瀬戸内市 長船町福岡及び邑久町山田庄 地内

5. 業務内容

別紙「位置図」に示す土地において、市民や観光客等が利用するカーシェアリングの実証事業を行うもの。実施に当たっては、システムの設計、車両等の設備導入、点検・管理等を行うこと。

(1) 車両の調達

普通自動車4台を調達すること。

(2) 車両等の管理

①施錠及び解錠、Web やアプリ等による予約管理、車両管理、利用者情報管理等は、既存のシステムを活用すること。

②料金の支払いは、上記①と連動させたシステムを活用すること。

③事故に備えて車両に関する保険（自賠責保険及び任意保険等）に加入すること。

④定期的に保守点検を行うこと。

⑤問い合わせや車両トラブル等が発生した場合の対応、サポート業務を行うこと。

⑥その他、車両の運用管理等に必要な業務を行うこと。

(3) 市民等へのカーシェアリングサービスの提供

市民や観光客等の移動手段として、カーシェアリングサービスを提供すること。

(4) 駐車場の整備

(3) 市民等へのカーシェアリングサービスの提供に必要な駐車場を整備することとし、次の事項を満たすこと。

- ①カーシェアリング駐車場と一目で分かる舗装・ペイント等の路面標示
- ②その他カーシェアリング駐車場整備等に必要となる事項

なお、本業務が終了した際は、整備した駐車場について受注者の負担において、原則原状に復旧することとする。

(5) 料金の支払方法

カーシェアリング利用料の支払い方法については既存のシステムを活用すること。アプリ等によるシステム内での支払とし、現金ではなく電子マネーやクレジットカード決済等によるものとする。また、個人情報の取扱いには特に注意し、利用アプリ内等で同意を得るような仕組みとすること。

(6) カーシェアリングによるデータ集計及び報告

カーシェアリングの利用状況について毎月集計を行い、結果をまとめた上で、翌月 10 日までに本市に対し報告すること。

(7) 利用促進に向けた啓発活動利用促進に向けた啓発活動

本市とともに、カーシェアリング利用促進のため、次の事項を実施すること。

- ①カーシェアリングの周知・定着に向けた広報・PR等
- ②カーシェアリングの利用状況の把握及び分析を基とした業務改善提案に繋がるデータの収集並びに本市への提供
- ③その他広報・PR等業務に必要となる事項

(8) 事故の発生や利用者からの問い合わせ等の対応

事故の発生や利用者からの問い合わせ等に対し、事前に体制を整え、発生時には迅速に対応にあたること。

(9) 協議・打合せ

受注者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、担当者と協議・打合せを行うこと。

6. 事業成果報告及び納品物

事業実施に係る成果報告は、年度ごとに行うこととし、納品物は次のとおりとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 本業務で取得・作成した写真、画像、動画、文書、冊子等のデータ一式
- (3) その他資料一式

7. 業務に係る注意事項

(1) 協議

市と受注者とは、本業務遂行のための必要な打ち合わせを行うものとする。なお、契約締結後ただちに1回目の打ち合わせを行い、その他打ち合わせ時期については協議の上決定することとする。受注者は打ち合わせごとに協議記録を市へ提出すること。

(2) 守秘義務

- ①受注者は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ②受注者は、本業務を通じて知り得た個人情報や業務上の秘密を第三者に漏洩すること及び資料並びにデータの紛失、滅失、既存、盗難等を防止するために必要な措置を講ずるものとする。
- ③本業務を遂行する上で生じたデータ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、市の指示に従うものとする。

(3) 検査及び引き渡し

本業務が完了した場合であっても、内容の不備及び不完全部分が発見された時は、受注者の負担と責任で直ちに修正し、再度提出するものとする。

(4) 権利関係

- ①本業務の履行に係る成果物（印刷物や中間成果等）の所有権、著作権等の知的財産権その他一切の権利はすべて市に帰属する。
- ②成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には当該著作物に係る著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利）については、当該著作物の引き渡し時に市に無償で譲渡するものとする。
- ③本業務を履行する際に、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任及び費用負担を負うものとする。

(5) 再委託

本業務の全部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、本業務の一部についてあらかじめ書面により市の承諾を得た場合はこの限りではない。

8. その他

本業務の受注者は、以下の内容に留意し業務を遂行すること。

- (1) 受注者は本業務の実施にあたっては、各種関係法令、市関係条例・規則等を遵守し、適正な運営に努めること。
- (2) 契約後、速やかに市の担当者と打ち合せた上で年間計画書及び実施体制図を提出し、承諾を得ること。
- (3) 実施案件毎に事前に市と協議し、承諾を得てから事業を進行すること。
- (4) 疑義が生じた場合や、緊急事態時には速やかに市と協議できる体制を整えること。
- (5) 再度疑義が生じないよう協議内容は記録等を整理しておくこと。
- (6) 業務実施に必要な資料がある場合は可能な限り貸与するが、業務終了後速やかに返却

- すること。
- (7) その他、仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と協議の上決定する。